

○財務省告示第三十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年一月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン

一六	一五	一四の二	一四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	○トン
四、八七〇トン	三〇八トン	四一五、一二三トン	四、三九六、〇九三トン	九五四、三〇三トン	五一、四二二トン	一一、三四九トン	四、九五九トン	三〇、七九七トン	一トン	一トン	二六トン	三一、五一四トン	一、一〇四トン	一七トン		

一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
六六一トン	六六一トン	五〇七トン	五〇七トン	一一〇、二二七トン	一一〇、二二七トン	三三〇トン	三三〇トン	四、六〇六トン	四、六〇六トン	一七トン	一七トン	〇トン	四、一五四トン
一二、六六五トン	一二、六六五トン	一一〇六、四四〇トン											
一一〇六、四四〇トン													
一一〇六、四四〇トン													

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年十二月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量

を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸入数量
一四	一三
	四、三九六、〇九三トン 五七六、〇六一トン